



**結婚したお二人の新しい門出と  
第3子以降の新生児の誕生を祝福します**



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。  
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）  
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円  
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）  
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。  
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。  
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。  
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。  
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから6ヶ月以内。

【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。  
②対象児と同居し、養育する者。  
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。  
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。  
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



**国家公務員採用試験のお知らせ**

- 総合職試験（院卒者・大卒程度）  
インターネット申込期間：3月31日（金）～4月10日（月）
  - 一般職試験（大卒程度）  
インターネット申込期間：4月7日（金）～4月19日（水）
  - 一般職試験（高卒者・社会人）  
インターネット申込期間：6月19日（月）～6月28日（水）
- \*申込専用アドレス：<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
\*お問合せ先：人事院北海道事務局第二課試験係  
【TEL 011-241-1248】

**自動車税の住所変更をお忘れなく**

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

- 引越して住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。  
（次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。）
  - ・住所が変わったとき（変更登録）
  - ・自動車を売買したとき（移転登録）
  - ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

平成29年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

- 変更登録が間に合わないときは・・・  
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

- お問合せ先  
札幌道税事務所自動車税部  
【TEL：011-746-1197】  
【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>】

**知床の春を感じよう**

～知床雪壁ウォーク2017 参加者募集～

日本一開通期間の短い国道「知床横断道路」を開通前の雪が多く残るこの時期に「歩く」という貴重な体験や真っ白な雪壁と雄大な自然を感じることが出来る春の知床を代表するイベントが開催されます。コースは、羅臼側とウトロ側の2コースで選択可能となっており、ご自身の体力に合ったコースをお選びください。

- 【開催日】4月9日（日）
- 【募集人数】各コース250名まで
- 【参加料】大人2,500円/小人（中学生以下）1,000円
- 【申込期限】3月24日（金）
- 【申込先】羅臼コース：（一社）知床羅臼町観光協会  
TEL 0153-87-3360  
ウトロコース：（NPO法人）知床斜里町観光協会  
TEL 0152-22-2125

※詳細については、それぞれの観光協会へお問い合わせください。

**☆あなたのまちづくり活動を応援します☆**

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための  
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162